



交通政策局	航空政策課	航空政策係	航空路線利用促進係	空港施設係
-------	-------	-------	-----------	-------

第6条第1項の表経営管理部の項中「商工係 生計農林係」を「商工農林係 生計係」に改め、同表農林水産部の項中「経営体支援係」を「経営体支援・担い手育成確保係 企業連携促進係」に改め、同表土木部の項中「設備係」を「設備第一係 設備第二係」に改める。

第8条の表中「総合政策課」を「政策推進室」に改める。

第9条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「総合政策課」を「政策推進室」に改め、同条中第6号を第11号とし、第5号の次に次の5号を加える。

- (6) 人口減少・少子化対策に関すること。
- (7) 地方版総合戦略に関すること。
- (8) 男女共同参画の推進に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (9) 県民共生センターに関すること。
- (10) カーボンニュートラルの推進に関すること。

第11条を次のように改める。

### 第11条 削除

第12条中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「地方版総合戦略」を「ウェルビーイングの推進」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「少子化対策」を「県のブランディングの推進」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 関係人口の創出及び拡大（他の所掌に係るものを除く。）に関すること。

第12条の11第4号を削る。

第14条第5号中「公益法人行政」の次に「及び公益信託行政」を加え、同条第6号中「公益信託」を「旧公益信託」に改める。

第79条の表富山県男女共同参画審議会の項の前に次のように加える。

富山県子育て支援・少子化対策県民会議	子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に対して意見を述べる事務	政策推進室
--------------------	---------------------------------------------------------------------------	-------

第79条の表富山県子育て支援・少子化対策県民会議の項を削り、同表富山県公益

認定等審議会の項中「法人所管局室課」を「法人等所管室課」に改める。

第80条第1項第3号を次のように改める。

(3) 削除

第4章第2節第3款を次のように改める。

**第3款 削除**

**第85条から第88条まで 削除**

第175条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第295条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、砺波土木センター工務第一課に利賀バイパス担当を置く。

第326条第1項の表中

人材確保・育成推進監	人材確保及び育成に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
------------	----------------------------------------

を

人材確保・育成推進監	人材確保及び育成に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
業務改善推進監	業務改善及びDX化推進に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

に改める。

第327条第1項の表班長の項中「指揮監督する」の次に「（特命事項を担当する班長にあつては、特命事項を掌理し、課長が指定する職員を指揮監督する。）」を加え、同表主任教授、教授、助教授、特任教授及び講師の項中「、教授」の次に「、上席特任教授」を加える。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄

に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の室の名称
知事政策局総合政策課	知事政策局政策推進室

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課の主幹、係長又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の主幹、係長又は主任の職を命ぜられたものとする。

(富山県防災行政無線運用規則の一部改正)

- 4 富山県防災行政無線運用規則（平成4年富山県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表の5中「、富山空港管理事務所」を削る。

(人事企画室)

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県規則第25号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第22号エ中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同号中テをナとし、ツをトとし、チをテとし、タをチとし、同号チの次に次のように加える。

ツ 医療法施行令第4条第4項の規定による変更の届出を受理すること。

第2条第22号中オからソまでをカからタまでとし、同号エの次に次のように加える。

オ 医療法第8条第2項の規定による設置の届出を受理すること。

第2条第35号セ中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同号ソ中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第35号セ及びソの改正規定は、同年5月1日から施行する。

(人事企画室)

富山県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第26号

富山県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和3年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「佐藤一絵」を「西経子」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人事企画室)

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第27号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づく職の指定に関する規則（昭和41年富山県規則第52号）の一部を次のように改正する。



別表第1の3の表土木センターの土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）の専決事項の欄第9号にアからウまでとして次のように加える。

ア 報酬

イ 職員手当（会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当に限る。）

ウ 共済費

別表第1の3の表土木センターの土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）の専決事項の欄中第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 備品の購入、借入れ、製造、修繕等に係る次の事項に関する事。

ア 入札及び契約の保証金の受入れ又は払出し

イ 納入の延期

別表第1の3の表土木センターの土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）の専決事項の欄中第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 職員の被服等の貸与に関する事。

別表第1の3の表土木センターの土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）の専決事項の欄中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 旅行依頼等に関する事。

別表第2の1の表交通政策局航空政策課の項を次のように改める。

交通政策局	航空政策課	空港内の工作物の設置及び土地、建物等の使用の許可に関する事。	空港内で営業する者の許可に関する事。	
-------	-------	--------------------------------	--------------------	--

別表第2の1の表経営管理部法務文書課の項部局長専決事項の欄中

(1) 公益信託の引受けの許可に関する事。 (2) 宗教法人の規則の認証に関する事。	を	宗教法人の規則の認証に関する事。	に改め、同項室課長専決事
-----------------------------------------------	---	------------------	--------------

項の欄第2号中「公益信託」を「旧公益信託」に改め、同表農林水産部農林水産企画課の項出先機関の長専決事項の欄農林振興センター第31号中「50万円未満」を「100万円以下」に改め、同表農林水産部森林政策課の項室課長専決事項の欄第6

号中「50万円以上」を「100万円を超え」に改め、同表土木部港湾課の項出先機関の長専決事項の欄富山新港管理局第10号を次のように改める。

(10) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。

ア 道路及び橋りょうの維持事業（歩道橋、ロックシェド等の重要構造物の設置に係るものを除く。）並びに舗装事業に係る工事請負費及び委託料

イ 自治会等による港湾緑地等の草刈り業務に対する協力謝金に係る報償費

ウ 港湾の樹木伐採及び除草に係る委託料

別表第2の1の表土木部港湾課の項出先機関の長専決事項の欄港事務所第15号を次のように改める。

(15) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。

ア 道路及び橋りょうの維持事業（歩道橋、ロックシェド等の重要構造物の設置に係るものを除く。）並びに舗装事業に係る工事請負費及び委託料

イ 自治会等による港湾緑地等の草刈り業務に対する協力謝金に係る報償費

ウ 港湾の樹木伐採及び除草に係る委託料

別表第2の1の表出納局検査室の項室課長専決事項の欄第2号中「250万円」を「400万円」に改める。

別表第3の(2)の表中

「広域消防防災センター所長 (交通政策局) 空港管理事務所 所長	副所長	消防学校長	
	所長代理	主務課長	総務課長

を

「広域消防防災センター所長	副所長	消防学校長	
---------------	-----	-------	--

に、

「高志の国文学館館長	副館長	事務局長	事業課長
------------	-----	------	------

を

「高志の国文学館館長	館長代行	事務局長	事業課長
------------	------	------	------

に、

「大阪事務所長	所長があらかじめ指定する職員
---------	----------------

を

「大阪事務所長	所長代理
---------	------

に改める。

**附 則**

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第3の(2)の表の改正規定（同表中

「高志の国文学館長	副 館 長	事 務 局 長	事 業 課 長
-----------	-------	---------	---------

を

「高志の国文学館長	館長代行	事務局長	事業課長
-----------	------	------	------

に改める部分に限る。) は、公表の日から施行する。

(人事企画室)

富山県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和8年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県訓令第5号**

本 庁

出先機関

富山県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

富山県副知事の担当事務に関する規程（令和3年富山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「佐藤一絵」を「西経子」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(人事企画室)

富山県富山空港管理事務所の職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令を定め、公表する。

令和8年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県訓令第6号**

富山空港管理事務所

富山県富山空港管理事務所の職員の勤務時間に関する規程を廃止する  
訓令

富山県富山空港管理事務所の職員の勤務時間に関する規程（昭和59年富山県訓令第4号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（人事企画室）

富山県行政管理規程を廃止する訓令を定め、公表する。

令和8年3月31日

富 山 県 知 事 新 田 八 朗

富山県教育委員会教育長 廣 島 伸 一

**富 山 県 訓令第1号**  
**富山県教育委員会**

本 庁  
出 先 機 関  
教育委員会事務局  
学校以外の教育機関

富山県行政管理規程を廃止する訓令

富山県行政管理規程  $\left[ \begin{array}{c} \text{富 山 県} \\ \text{昭和55年} \\ \text{富山県教育委員会} \end{array} \right. \text{訓令第1号} \left. \right]$  は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、公表の日から施行する。

(人事企画室)

---

